

女性の活躍を推進するための社会環境の整備と 財源確保を求める意見書

人口減少、超高齢化が進む中で社会の活力を維持していくためには、女性の活躍が必要不可欠であり、国も一億総活躍社会の実現を目指し、女性の活躍推進を重点施策の柱に据えている。

平成27年9月に閣議決定された「女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針」において、行政の役割は、「公的サービスの提供主体として、女性に対する支援措置や、保育環境の整備をはじめとする職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境整備を図ること」とされており、女性活躍を促進するためには国と地方が連携してこうした取組みを積極的に推進する必要がある。

また、国は、地方公共団体が行う女性の雇用創出等につながる取組みを支援する「地域女性活躍推進交付金」を平成26年度補正予算から創設し、本県でも女性の活躍推進に関する様々な取組みを行っているが、地方公共団体の主体的な取組みを加速するためには、十分かつ継続的な支援措置が必要である。

よって、国においては、女性の活躍を推進するため下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 ワーク・ライフ・バランスの推進、保育サービスの充実、女性の就業継続や再就職の支援などの取組みをさらに推進し、仕事と家庭の両立に向けた社会環境の整備を行うこと。
- 2 地方の事業実施に支障が生じないように、地域女性活躍推進交付金の十分な予算額を確保するとともに、地方財政措置を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月16日

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	伊達忠一殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
総務大臣	高市早苗殿
財務大臣	麻生太郎殿
厚生労働大臣	塩崎恭久殿
女性活躍担当大臣	加藤勝信殿
内閣府特命担当大臣 (少子化対策)	加藤勝信殿
内閣府特命担当大臣 (男女共同参画)	加藤勝信殿

山形県議会議長 野川政文